

社会福祉法人洛和福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人洛和福祉会（以下「当法人」という）定款第9条に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員の報酬等について定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等の報酬は、無報酬とする。

(費用)

第4条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。
2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(改廃)

第5条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

出張旅費規定

(目的)

第1条 洛和福社会の職員が業務あるいは研修などのために出張する場合は、この規定によりその費用を（以下「出張旅費」）を支給する。

(出張の区分)

第2条 出張旅費はその目的に応じて次の2種類に区分する。

1. 業務出張旅費 業務を遂行するために出張する場合の旅費
2. 研修出張旅費 外部研修会、講習会または学会に参加や発表する場合の旅費

(出張旅費の内訳)

第3条

1. 鉄道、航空機、船舶、その他交通機関の料金
2. 日当
3. 宿泊料

(出張の手続き)

第4条

1. 出張をする職員は、事前に出張許可願兼出張経費承認願（以下「出張許可願」）を提出し、洛和福社会本部の承認を得なければならない。
2. 国外への出張については、事前に稟議書を提出し、洛和福社会理事長の承認を得なければならない。

(出張旅費の支給)

第5条

1. 国内への出張旅費は、「別表1」により支給する。
2. 国外への出張旅費は、原則として「別表2」により支給する。
ただし、国外での学会発表については、洛和福社会にとっての必要度などを考慮して、洛和福社会本部が費用支給を決定する。

(日帰り出張での日当の取扱い)

第6条 日帰り出張で次のいずれかに該当する場合は、交通費のみ支給し日当は支給しない。ただし、この場合でも食事を要した場合には食事代として1000円を支給する。

1. 片道（就業地の最寄り駅から目的地の最寄り駅までの路線距離のことをいう）が50km未満の場合
2. 出張時間（就業地の最寄り駅での出発時刻から帰着時刻までの合計時間をいう）が6時間未満の場合

(同伴などの場合の特例)

第6条 社外関係者または上席者と同行し出張する場で、所定の交通費または宿泊料をやむを得ず超過する場合は、洛和福社会本部の承認を得て、交通費または宿泊料でそれぞれ該当する上級ランクを支給する。

(報告義務)

第7条 出張者は出張後7日以内に出張報告書を所属長に提出しなければならない。

(実施日)

第8条 この規定は、平成9年2月6日より実施する。

役員旅費規定

H25. 4. 1 改定

役員の出張に関する規定は、職員の出張旅費規定に準ずる
ただし、出張旅費は、次のとおり支給する。

◎洛和福祉会

(単位:円)

| 役 職 | 交 通 機 関 | | | | 日 当 | | 宿 泊 料 |
|-----------|---------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|
| | 鉄 道 | 航 空 機 | フ ェ リ | そ の 他 | 日 帰 り | 宿 泊 | |
| 理事長 | グリーン車 | ファースト | 1等 | 実費 | 32,000 | 36,000 | 56,000 |
| 理事、評議員、監事 | グリーン車 | エコミー | 1等 | 実費 | 8,000 | 12,000 | 20,000 |

理事会・評議員会への社外理事・評議員・監事の出席については、
交通費 5,000 円を支給する。
又、東京都からの出席者に対しては、50,000 円を支給する。